

## 競争的資金等に係る不正取引への対応及び不正取引に関与した業者に対する処分方針

この方針は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構における競争的資金等の運営・管理要綱（以下「管理要綱」という。）第12条第4項の規定に基づき、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構（以下「本機構」という。）における競争的資金等の不正取引に対する対応及び、不正取引が発覚した場合の取引業者に対する処分方針について、定めることを目的とする。

（不正防止に向けた取組）

第1条 不正取引の防止に関するルールを以下のように定める。

- (1) 業者への不正取引対策の周知徹底
- (2) 競争的資金等に関わる業者から不正取引を行わない旨の誓約書提出要請

（取引業者からの誓約書の提出）

第2条 以下のいずれかに該当する業者から誓約書(様式第1号)の提出を求めるものとする。

- (1) 年度当たり取引回数が2回以上で、かつ取引額が50万円を超える業者
- 2 以下の業者は誓約書の徴収の対象から除くものとする。
  - (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
  - (2) 学校法人
  - (3) 国際組織、外国企業
  - (4) その他、電子商取引の形態を採用している業者、業者等との接触が困難と考えられる等、本件対象になじまないと判断した業者等
- 3 誓約書の徴収は年度について1回とする。

（業者への周知）

第3条 不正取引対策のため、業者への通知内容は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス推進規程
- (2) コンプライアンス推進基本方針
- (3) 公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構における競争的資金等の運営・管理要綱
- (4) 競争的資金等の不正使用に係る通報に関する取扱い要領
- 2 周知の方法は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構ホームページに常時掲載することにより行う。

（処分方針）

第4条 不正な取引に関与した業者に対する処分は以下のとおりとする。

- (1) 処分の方法は、取引停止をもって行う。
- (2) 処分の対象となる行為は以下のとおりとする。
  - ① 調査に当たり虚偽の申告をしたとき。
  - ② 入札または見積りに際し、不正の行為があったとき。
  - ③ 契約の履行に際し、品質、数量等につき不正の行為があったとき。
  - ④ その他、本機構に不利益を及ぼす行為があったとき。
- 2 取引停止の期間については、不正への関与の程度、金額等に応じ、その都度、最高管理責任者が決定する。

(取引停止の通知)

第5条 最高管理責任者は、取引停止を行ったときは、当該業者に対し、書面により通知するものとする。

(附則)

この方針は、令和元年12月3日から施行する。

(様式第1号)

## 誓 約 書

公益財団法人  
関西文化学術研究都市推進機構  
理事長 柏原 康夫 様

当社(当法人)は公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構との取引に当たり、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構の規則等を遵守し、いかなる不正、不適切な契約を行わないことを誓約します。

また、当社(当法人)は公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構からの取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力いたします。

なお、当社(当法人)に、不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

もし、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構の約職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

年 月 日

会社名  
代表  
氏名